許可を得た地方債の額	地方税の減収補塡のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県五十・〇％分」という。）	［削る］
	(1)～(19)　［略］
	(20)　令和四年度減収補塡債
五　地方税減収補塡債償還費	六　財源対策債償還費
地方税の減収補塡のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	平成十五年度から令和四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
［削る］	［削る］
(1)～(19)　［略］	(1)～(19)　［略］
(20)　令和四年度減収補塡債	(20)　令和四年度において発行について同意又は許可をした財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和四年度財源対策債」という。）
六　財源対策債償還費	七　減税補塡債償還費
平成十五年度から令和四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十五年度から平成十八年度まで
［削る］	(1)～(3)　略
(1)～(19)　［略］	(4)～(7)　［略］
(20)　令和四年度において発行について同意又は許可をした財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和四年度財源対策債」という。）	
七　減税補塡債償還費	
個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十五年度から平成十八年度まで	
(1)～(3)　略	
(4)～(7)　［略］	

について同意又は許可を得た地方債の額	地方税の減収補塡のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
(1)　平成十四年度減収補塡債	(1)　平成十四年度において発行を許可された財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成十四年度財源対策債」という。）
(2)～(20)　［同上］	(2)～(20)　［同上］
五　地方税減収補塡債償還費	六　財源対策債償還費
地方税の減収補塡のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	平成十四年度から令和三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
［新設］	［新設］
(1)～(20)　［同上］	(2)～(20)　［同上］
六　財源対策債償還費	七　減税補塡債償還費
平成十四年度において発行を許可された財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成十四年度財源対策債」という。）	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十四年度から平成十八年度まで
［新設］	(1)～(3)　同上
(2)～(20)　［同上］	(4)～(8)　［同上］
七　減税補塡債償還費	
個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十四年度から平成十八年度まで	
(1)～(3)　同上	
(4)～(8)　［同上］	